

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

医療費の負担が高額になったときは

国民健康保険に加入している方の医療費負担（月額）が自己負担限度額を超えた時は、申請によりその超えた金額の払い戻し（高額療養費）を受けることができます。

70歳未満の方の場合

区分		自己負担限度額 〔3回目まで〕	自己負担限度額 〔4回目以降〕
上位所得者	所得が901万円を超え ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	所得が600万円を超え 901万円以下の世帯 イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
一般世帯	所得が210万円を超え 600万円以下の世帯 ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
	所得が210万円以下の世帯 (住民税非課税世帯を除く) エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 ※変更なし オ		35,400円	24,600円

※所得とは総所得金額から基礎控除（43万円）を差し引いた金額となります。

※同じ人が同じ医療機関（入院・外来別）で同じ月内に21,000円以上自己負担を支払った場合のみ世帯合算できます。この場合の世帯の限度額は上記の「自己負担限度額」と同額です。

※「4回目以降」とは、過去12か月間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支払があった場合です。

70歳以上の方の場合

区 分			外来（個人単位）	入院 + 外来（世帯単位）
			自己負担限度額	自己負担限度額 〔3回目まで〕 自己負担限度額 〔4回目以降〕
現役並み 所得者 ①	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯			18,000円 (年間144,000円)	57,600円 44,400円
低所得Ⅱの方②			8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方③			8,000円	15,000円

※「4回目以降」とは、過去12か月間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支払があった場合です。

① 現役並み所得者とは、前年の課税所得がⅠ、Ⅱ、Ⅲで指定する額以上の方とその世帯に属する方。なお、平成27年1月以降に新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち「基礎控除後の総所得金額」の合計が210万円以下の場合は「一般世帯」となります。

② 低所得Ⅱとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の世帯の方（低所得Ⅰ以外の人）

③ 低所得Ⅰとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80.67万円として計算）を差し引いたとき0円となる人



ひた市民健活応援キャラクター 日田 歩ちゃん

マイナ保険証を利用すれば、事前手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請が不要になるので、「マイナ保険証」をぜひご利用ください。

【問い合わせ】日田市健康保険課国保・年金係 ☎22-8271（市役所1階）